## 無年金者対策の推進を求める意見書

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者 の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された「社会 保障・税一体改革大綱」に明記されたものである。

2007年の調査における、無年金見込み者を含めた無年金者数は最大 118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計され ている。また、厚生労働省は仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無 年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしている。

諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合,例えば,アメリカ,イギリスは10年,ドイツは5年,フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど,日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れる。

安倍総理大臣は本年6月,世界経済が減速するリスクを回避するとともに、デフレから脱却し、経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明したが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されたところである。

よって,政府においては,必要な財源の確保を含め、安心できる社会保障の実現を図るため、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を 2 5年から 1 0年に短縮する措置について、 2 0 1 7年度中に確実に実施できるよう、必要な体制整備を行うこと。
- 2 低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円(年6万円) を支給する「年金生活者支援給付金」等については、財源を確保した上 で、できるだけ早期の実施を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 9月23日

千葉県柏市議会